

諮問料金の算定について

1 入浴料金原価の算定について

令和3年度公衆浴場経営実態調査で得られた、令和2年1月1日～同年12月31日の収支状況を基礎とし、重油価格の変動、物価の上昇等を変動要因として勘案し、令和4年の入浴料金原価を算定した。

2 所要改定率による諮問料金の算定について

令和4年推計値における、不足額1,053,841円を入浴料金収入で補うこととし、入浴料金収入額14,692,365円で除して収支を均衡するための所要改定率は、7.17%であった。(別紙1参照)。

(1) 入浴料金改定額の試算

現行の入浴者区分の入浴料金に所要改定率(7.17%)を乗じると次のとおりとなる。

大人	450円	×	1.0717	=	482.3円
中人	200円	×	1.0717	=	214.3円
小人	100円	×	1.0717	=	107.2円

(2) 諮問料金

公衆浴場入浴者の9割超は大人であること※、これまでの入浴料金における大人・中人・小人の額のバランス等を考慮し、大人料金のみを改定し、中人、小人の入浴料金は据え置きとすることとした。また、試算の10円未満を切り捨て、480円とした。

区分	諮問料金(円)	現行額(円)	備考
大人	480	450	改定
中人	200	200	据え置き
小人	100	100	据え置き

※1日の入浴者数の入浴区分別構成割合(平成5年度実測調査)

大人 95.1%, 中人 3.1%, 小人 1.8%

3 入浴料金収入試算

令和3年の組合加入者の1日平均入浴者数は66.6人であり(令和4年度自計調査),入浴区分別では大人63.3人,中人2.1人,小人1.2人となる。

この人数割合により,1日あたりの入浴料金収入を,A 現行料金,B 所要改定率に基づき試算した料金,C 諮問料金別にみると下表のとおりとなる。

Cは,Bから185円の収入減であるが,AとBの差額2,084円の91%をカバーしており,利用者負担増や組合からの要望,これまでの本県における入浴料金の値上げ幅,全国の入浴料金状況を考慮し,妥当なものとする。

入浴者区分	A 現行料金	B 所要改定率に基づき試算した料金	C 諮問料金
大人	450円×63.3人=28,485円	482.3円×63.3人=30,530円	480円×63.3人=30,384円
中人	200円×2.1人=420円	214.3円×2.1人=450円	200円×2.1人=420円
小人	100円×1.2人=120円	107.2円×1.2人=129円	100円×1.2人=120円
計	29,025円	31,109円	30,924円